

公告第 1 1 1 1 号

この組合の規約を別添のとおり変更したので健康保険法施行令の規定により公告する。

記

1. 添付書類

愛知県農協健康保険組合規約 新旧条文対照表

2. 施行日

令和8年4月1日施行

令和8年3月10日

愛知県農協健康保険組合

理事長 長谷川



以上

愛知県農協健康保険組合規約新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
<p style="text-align: center;">愛知県農協健康保険組合規約</p> <p>第1条～第44条まで省略</p> <p style="text-align: center;">第5章 保 険 料</p> <p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料額及び調整保険料額の9.8分の6.007は事業主、9.8分の3.793は被保険者において負担する。(小数点第4位を四捨五入する。)</p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第45条の2 介護保険料額の1.68分の1.021は事業主、1.68分の0.659は被保険者において負担する。</p> <p>第46条～第47条まで省略</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 営繕費 (6) 財政調整事業拠出金 (7) 連合会費</p> <p>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金 (2) 還付金</p> <p>3 <u>子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u> <u>(2) 還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債又は地方債 (5) 政府保証債又は金融債 (6) 担保付社債</p>	<p style="text-align: center;">愛知県農協健康保険組合規約</p> <p>第1条～第44条まで省略</p> <p style="text-align: center;">第5章 保 険 料</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料額及び調整保険料額の9.8分の6.007は事業主、9.8分の3.793は被保険者において負担する。(小数点第4位を四捨五入する。)</p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第45条の2 介護保険料額の1.78分の1.071は事業主、1.78分の0.709は被保険者において負担する。</p> <p>第46条～第47条まで省略</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 営繕費 (6) 財政調整事業拠出金 (7) 連合会費</p> <p>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金 (2) 還付金</p> <p>(新設)</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債又は地方債 (5) 政府保証債又は金融債 (6) 担保付社債</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>(7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金 (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物 2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号又は第2号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>第50条～省略</p> <p>附 則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金 (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号又は第2号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>第50条～省略</p> <p>附 則 この規約は、令和7年8月1日から施行する。</p>